

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年3月12日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H29年12月22日の〇〇土地改良区の検査書及び事前検査書と指導文書に係る改良区からの回答書含む」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年3月26日、実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成29年度〇〇土地改良区検査回答書」を特定し、請求日時点では当該公文書が〇〇土地改良区から未だ提出されておらず、公開請求に係る公文書を保有していないため、本件請求を拒否する公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年4月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「受け取ってないのに出せと不当要求された為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「徳島県公開条例第12条3項の規定により次のとおり拒否すると決定した」が、、、県は、あるべき書類を拒否するのは可笑しい。理由 証拠（書留不在通知票）を提示し、又、その時の県との協議書類を提出する。県は私に対して、通知書類がないのに、私に通知書（開示拒否）書の提示を求める行為は正に改ざん枉

法行為であり、この事実を県の日安箱に送ったものである。」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の理由

審査請求人が公開を求めている公文書とは、「平成29年度〇〇土地改良区検査回答書」と推察される。

実施機関は、平成29年度に〇〇土地改良区に対して実施した定期検査の結果を「平成29年度〇〇土地改良区検査書」として取りまとめ、平成30年3月12日付け評第3234号「土地改良法に基づく検査の結果及び検査回答書の提出について(通知)」により、〇〇土地改良区理事長に交付した。

実施機関は、上記評第3234号において、検査回答書の提出期限を平成30年5月14日と指示しており、本件請求時点において、〇〇土地改良区から未提出であるため検査回答書を保有していない。

2 結論

以上のことから、実施機関は、本件請求に係る公文書を保有しておらず、条例第7条第2号に該当することから、条例第12条第3項に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和2年3月4日	諮問
令和6年7月22日 第1部会(第13回)	審議
同年 8月26日 第1部会(第14回)	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案において審査の対象となる公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成29年度〇〇土地改良区検査回答書」と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、あるべき書類を請求拒否するのはおかしいと主張しており、公文書

の特定については争いがなく、実施機関が特定した公文書が存在すると主張していると思われることから、以下、実施機関が保有していないとした、本件請求に係る公文書が存在するかについて検討することとする。

2 土地改良区に対する検査について

土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて、極めて高い公共性・公益性を付与されており、事業実施には多額の公費が投じられ、税制の各種優遇措置が認められている団体であって、その運営には厳正を期することが求められている。一方で、土地改良区の組織運営体制が不適切な場合には、不祥事件が発生するおそれがあることから、不祥事件を未然に防止するため、行政による指導・監督の一環として、土地改良法第132条の規定に基づき、県による検査が行われている。

検査を行った土地改良区に対しては、その適正な運営の確保を徹底するため、徳島県土地改良区等検査実施要領（以下「要領」という。）に基づき、知事は、検査の結果について、検査書により検査対象土地改良区に通知するものとされ、その際、必要がある場合には、検査対象土地改良区に対し、今後の措置等を記載した検査書に係る改善措置報告の提出を求める等の措置を講ずることができるものとされている。

3 回答書について

実施機関の弁明書によれば、検査書は平成30年3月12日付けで発出され、これに対する土地改良区から実施機関への検査回答書の提出期限を同年5月14日としたとのことである。

そうだとすれば、平成30年3月12日の本件請求の時点では、検査書で求められた指摘事項並びに是正及び改善を要する事項に対する措置状況の報告その他添付書類が県に提出されていないとしても不自然とはいえない。

したがって、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件審査請求において、審査請求人の提出した審査請求書には、本件処分に対する不服とは無関係な記載があり、本件処分とは無関係な書類が何枚も添付されている一方で、行政不服審査法第19条第2項第4号で求められている審査請求の趣旨及び理由の記載は不十分と言わざるを得ないものであった。これでは本件処分に対する不服の内容を把握することが困難であるだけでなく、審査請求書に不備があると言えることができるから、審査庁において本件審査請求書の補正を命じるべきものであったと考

えられる。

今後、審査庁においては、公文書公開請求及び審査請求の重要性を踏まえつつ、適切な制度の運用に努められるよう付言する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	